

## 豊島区民社会福祉協議会、和光市社会福祉協議会及び 箕輪町社会福祉協議会の災害時相互応援協定書

豊島区民社会福祉協議会（以下「甲」という。）、和光市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び箕輪町社会福祉協議会（以下「丙」という。）は、友好的協力の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

また、甲、乙及び丙は、平常時においても相互交流を深め、その目的とするところの地域福祉の推進に寄与できるよう努めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

2 甲、乙及び丙への応援については、全国社会福祉協議会を通じた応援に優先して甲・乙・丙とも可能な範囲で応援するものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 本協定に基づき実施する応援に必要な職員及び災害ボランティアの派遣
- (3) 住民から提供される救援物資等の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 甲、乙及び丙は、応援を要請する時は、原則として次の各号に掲げる事項を明らかにして、第8条に定める連絡担当部署を通じて、ファクシミリ、電話等により応援を要請し、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

- (1) 災害及び被害の状況
- (2) 前条第2号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員及び災害ボランティアの人数
- (3) 応援を受ける場所並びに応援を必要とする期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 甲、乙及び丙は、応援を要請されたときは可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、応援要請を待っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援した側の負担とする。

(災害補償)

第6条 第3条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年4月7日法律第50号)の定めるところによる。

2 派遣職員とともに派遣される災害ボランティアについては、災害ボランティア保険に加入しているものを優先的に派遣するものとする。

3 派遣職員及び派遣災害ボランティアが職務執行中又は災害ボランティア活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第7条 甲、乙及び丙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(指揮権)

第8条 応援業務に従事する職員は、被災地の災害ボランティアセンター長の指揮の下に行動するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲・乙・丙間で協議して定めるものとする。